

## 四半期報告書簡素化の概要 ～実務上のポイント～

### 概要

四半期報告書における簡素化は、3月決算会社では、8月提出の第1四半期から適用されます。その内容を次の三つに分けて、確認していきます。

- ① 四半期財務諸表に係る簡素化
- ② 注記事項に係る簡素化
- ③ 非財務情報の簡素化

### 本文

#### ① 四半期財務諸表に係る簡素化

四半期損益計算書等(四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書(又は、四半期連結損益及び包括利益計算書)並びに四半期損益計算書)の3ヶ月情報が、任意開示となりました。

また、第1四半期、第3四半期の四半期(連結)キャッシュ・フロー計算書の作成も省略可能となりました。

四半期キャッシュ・フロー計算書の作成を省略する場合には、有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費並びにのれんの償却額の注記が必要になります。子会社から当該情報の入手が必要になるのでご注意ください。

#### ② 注記事項に係る簡素化

組織変更等による報告セグメントの区分方法が変更された場合、量的重要性の変化による報告セグメントとして開示する事業セグメントが変更された場合、あるいは事業セグメント利益(又は損失)の測定方法に重要な変更がある場合には、当四半期(連結)累計期間に係る報告セグメントの利益(又は損失)及び売上高の情報に与える影響を注記することで足りります。原則的には、前年度のセグメント情報を当年度のセグメント情報により作り直したものを開示する必要がありますが、四半期財務諸表においては、適時性に係る制約等を考慮し、上記のように簡素化されています。

#### ③ 非財務情報の簡素化

従業員の状況、生産、受注及び販売の状況、設備の状況は、それぞれ独立した記載項目でしたが、「財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」にまとめて記載することで、簡素化が図られています。

なお、四半期損益計算書等(3ヶ月情報)を作成していない場合でも、1株当たり四半期純利益について、前四半期会計期間と当四半期会計期間の数値を別表で開示することに留意してください。